

事例から学ぶ

相談員のためのトラブル対策

NEWS

過失の有無を確認せずに治療費を支払ってしまったら

■職員の過失と考えて家族対応をしたが…

Mさん(88歳女性)は身体に障害はありませんが、認知症が重く、デイサービスを週2回利用されています。働いている息子さんと同居しており日中は独居です。ある日、ある職員が3人の利用者を連れて近所に散歩に出かけようと、施設の敷地から歩道に出たところで、Mさんが転倒してしまいました。顔を打って出血していたため、すぐに近所の外科に受診しましたが、顔を6針縫うケガとなってしまいました。職員から「私の不注意で転倒させてしまった」と聞いた相談員は、夕方息子さんを訪ねて謝罪すると同時に、今後の対応についても話し合いました。息子さんは「仕事があり通院について行けない」というので、デイの職員が同行すると申し出ました。

その後、相談員がMさんの通院同行などできる限りの対応を行い、1ヶ月後にはケガが治癒しました。ところが、治療費などの保険金請求を行うと、保険会社から「歩行は自立しているので過失はない」と支払いを拒否されてしまいました。介護計画書には次のような記載がありました。

- ・日常生活動作の維持を目的として戸外活動を行う。
- ・戸外活動には必ず職員が付き添いを行います。
- ・近所に買物に出かけたり料理活動などにも参加していただく。
- ※居宅では息子さんと買い物に出かけるが、路上で転倒したことはなく事故の危険はない。

歩行自立の利用者に対する外出時の安全配慮義務とは？

■本当は偶発的な事故だった

このMさんの事故に対する対応の問題点は、転倒事故の現場にいた介護職員が「私の不注意で転倒させてしまった」という発言から、施設側の過失と思い込んでしまったことです。本来、事故発生直後に事故状況を厳密に検証した上で施設側の過失の有無を慎重に判断すべきだったのです。

具体的には、「その日のMさんの歩行機能」「Mさんが転倒した直接の原因」「転倒時の職員の歩行介助の有無」などの事実から、この転倒事故が「防ぐべき事故だったのにその義務を怠ったのかどうか？」を判断しなければなりません。もし、Mさんのその日の歩行機能が低下していて、常に注意が必要であり、転倒場所に段差があるのに職員が何らの援助も行わなかったために転倒したのであれば、過失になるかもしれません。しかし、逆にMさんの歩行機能に支障が無く、段差もない場所で転倒したのであれば、偶発的な事故で過失が無いこととなります。このように、事故の過失の有無を迅速に判断することは、その後の適切な対応に必要なことですが、平常時から、Mさんの転倒防止にはどの程度の安全配慮が必要なのかを意識しておくことも重要です。

■歩行自立の利用者への外出時の安全配慮とは？

では、Mさんのように歩行が自立していて、外出にも転倒の危険が低い利用者に対しては、どのような転倒防止のための安全配慮が求められるのでしょうか？外出時に転倒の危険が顕著である利用者であれば、付き添って絶えず転倒防止に対する援助をしなければなりませんし、歩行介助の必要性がある場所では、どのような歩行介助を行うのかその方法や職員の立ち位置なども問題になります。また、買い物による外出を行うこと自体が不適切とされるかもしれません。

しかし、外出時にも転倒の危険が無いとされる歩行が自立した利用者に対しては、「利用者の自立を妨げない範囲で、障害物や交通状況などの歩行環境の安全に対して、全般的な注意を払っていれば足り、万一の転倒に備えて絶えず転倒防止の配慮を行う必要はない」と考えられます。過介護になれば、Mさんの日常生活動作の維持と言うケアプランが、実現できなくなってしまうのです。



発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 森田・山口 TEL 050-3462-6444

監修 株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課・支社 代理店